

津市飲食事業者等事業継続支援金交付要綱

令和 3 年 3 月 2 9 日訓第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により大きな影響を受け、特に経営が困難な状況である飲食事業者等のうち、地域経済の持続的な発展の中核を担う中小企業者及び小規模企業者の事業の継続を支えるため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 飲食事業者等 令和 2 年 1 2 月 3 1 日以前に食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 2 条第 1 項の規定に基づく三重県知事の飲食店営業（露店営業を除く。）又は喫茶店営業の許可を受けている者であって、本市の区域内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（以下「許可事業者」という。）又はその取引先等をいう。
- (3) 取引先等 許可事業者と令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に直接取引を行っている本市の区域内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（以下「取引事業者」という。）又は道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定の許可を除く。）を受けている中小企業者及び小規模企業者若しくは自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 1 3 年法律第 5 7 号）第 4 条の規定に基づく三重県公安委員会の認定を受けている中小企業者及び小規模企業者（以下「タクシー事業者等」という。）をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1

項に規定する中小企業者であつて、本市の区域内に事業所を有する法人又は個人事業主をいう。

- (5) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、本市の区域内に事業所を有する法人又は個人事業主をいう。

(名称)

第3条 第1条の支援金は、「飲食事業者等事業継続支援金」（以下「支援金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 支援金は、次の各号のいずれかに該当する飲食事業者等に対し、事業活動の維持及び継続のために要した費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 次のいずれにも該当する飲食事業者等

ア 令和2年2月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある者

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月又は同年3月の1箇月当たりの収入金額について、前年同月比で50パーセント以上減少する月が認められる者

- (2) 次のいずれにも該当する飲食事業者等（法人に限る。）

ア 令和2年3月から同年12月までの間に法人を設立した者であつて、今後も事業を継続する意思があるもの

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月又は同年3月の1箇月当たりの収入金額が、月平均の収入金額（法人を設立した日の属する月から令和2年12月までの間の総収入金額を法人を設立した日の属する月から同年12月までの間の月数で除して得た額）と比較して50パーセント以上減少する月が認められる者

- (3) 次のいずれにも該当する飲食事業者等（個人事業主に限る。）

ア 令和2年3月から同年12月までの間に個人事業主として開業した者であつて、今後も事業を継続する意思があるもの

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月又は同年3月の1箇月当たりの収入金額が、月平均の収入金額（個人事業主として開業した日の属する月から令和2年12月までの間の総収入金額を個人事業主として開業した日の属する月から同年12月までの間の月数で除して得た額）と比較して50パーセント以上減少する月が認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しないものとする。

- (1) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例（平成23年津市条例第3号）第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に掲げる公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 政治団体
- (6) その他市長が適当でないと認める者
（支援金の額等）

第5条 前条第1項第1号に掲げる飲食事業者等に係る支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 令和3年2月又は同年3月の収入金額のうち、前年同月の収入金額と比較して、減少が大きい月と前年同月の収入金額との差額（以下「減収額」という。）が200万円未満の場合 10万円
- (2) 減収額が200万円以上300万円未満の場合 20万円
- (3) 減収額が300万円以上の場合 30万円

2 前条第1項第2号及び第3号に掲げる飲食事業者等に係る支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 令和3年2月又は同年3月の収入金額のうち、月平均の収入金額（法人を設立し、又は個人事業主として開業した日の属する月から令和2年12月までの間の総収入金額を法人を設立し、又は個人事業主として開業した日の属する月から同年12月までの間の月数で除して得た額。以下この号において同じ。）と比較して、減少が大きい月と月平均の収入金額との差額（以下「減収相当額」という。）が200万円未満の場合 10万円
- (2) 減収相当額が200万円以上300万円未満の場合 20万円
- (3) 減収相当額が300万円以上の場合 30万円

3 支援金の交付は、事業所の数にかかわらず、一の飲食事業者等につき1回限りとする。

(交付申請受付開始日及び交付申請期限)

第6条 支援金に係る交付申請受付開始日は、令和3年4月2日とする。

2 交付申請期限は、令和3年9月30日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(支援金の交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、第4条第1項第1号に掲げる飲食事業者等については、飲食事業者等事業継続支援金交付申請書（一般型）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 令和2年の各月の売上の状況を示した書類の写し
- (2) 令和3年2月又は同年3月の売上を示した書類の写し
- (3) 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し（許可事業者に限る。）
- (4) 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に許可事業者と直接取引があったことを示した書類の写し（取引事業者に限る。）
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し又は自動車運転代行業の認定書の写し（タクシー事業者等に限る。）
- (6) 個人事業主又は法人の代表者に係る本人確認書類
- (7) 申請者名義の通帳の写し
- (8) 飲食事業者等事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- (9) 飲食事業者等事業継続支援金請求書（第3号様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、第4条第1項第2号に掲げる飲食事業者等については、飲食事業者等事業継続支援金交付申請書（新規開業型）（第4号様式）に履歴事項全部証明書の写し及び前項各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

3 申請者のうち、第4条第1項第3号に掲げる飲食事業者等については、飲食事業者等事業継続支援金交付申請書（新規開業型）に開業届の写し及び第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

4 支援金の交付申請は、原則として郵送により行うものとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条第1項から第3項までの規定による提出があったときは、

その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行うとともに交付すべき支援金の額を確定し、その旨を飲食事業者等事業継続支援金交付決定及び確定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、支援金の交付を決定する場合においては、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条の市長が定める期日は、申請者が第8条の規定による交付の決定及び確定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（適用除外）

第11条 支援金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

飲食事業者等事業継続支援金交付申請書（一般型）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑤

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市飲食事業者等事業継続支援金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、
飲食事業者等事業継続支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請し
ます。

記

- 1 確認事項（以下の①から③までの要件を全て満たすこと。）
該当する項目について、☒すること。

①	令和 3 年 2 月又は 3 月のいずれかの収入金額が、前年同月 比で 5 0 %以上減少している。	
②	市内の店舗又は事業所は、閉鎖し、又は廃業していない。	☐
③	以下のいずれかの業態に該当する。	
	・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する中小企業者 又は小規模企業者（以下「許可事業者」という。）	
	・ 許可事業者と直接取引を行う中小企業者又は小規模企業 者	
	・ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定 の許可を除く。）又は自動車運転代行業の認定を有する中 小企業者又は小規模企業者	

2 申請者情報

①	業種	- 許可事業者 (飲食店業・旅館業・ホテル業・その他) - 許可事業者と直接取引を行う事業者 (取引内容：) - 一般乗用旅客自動車運送事業・自動車運転代行業
②	市内店舗又は事業所の所在地	(代表する1箇所の事業所を記入してください。) 津市_____
③	②の開始年月日	年 月 日
④	資本金額	(法人のみ)
⑤	従業員数	名

3 要件確認表

令和3年2月又は3月の前年同月比の減少率が50%以上であって、減収額が大きい月について記入してください。

①	令和3年____月の売上	②	令和2年____月の売上
	_____千円		_____千円
③	____月の減収額	④	____月の減少率
	(②－①) _____千円		$\frac{\text{②} - \text{①}}{\text{②}} \times 100\% = \text{_____}\%$ (小数点第2位以下切捨て)

4 申請額

次頁の(参考)交付申請額区分表に基づき申請額を記入してください。

交付申請区分 (以下のいずれかに○をする。)	⑤ 交付申請額
① ・ ② ・ ③	_____万円

(参考)

交付申請額区分表	区 分		交付申請額
	①	㉔の減収額が2,000千円未満の場合	10万円
	②	㉔の減収額が2,000千円以上3,000千円未満の場合	20万円
	③	㉔の減収額が3,000千円以上の場合	30万円

(注意事項)

- ※ 市内等に複数の店舗又は事業所を有している場合でも、1事業者1回限りの申請となります。
- ※ 令和2年分の税申告を白色申告でされた方については、同年の1年間の事業収入を12箇月で除した額を、「3 要件確認表」の㉔の欄に記載し、減収額を算出してください。
- ※ 令和2年分の税申告をされていない方は、申請できません。
- ※ 申請者欄については、「自署」又は「記名＋押印」で申請可能です。
- ※ 申請内容等について、必要に応じて別途書類を提出していただく場合や現地調査をさせていただく場合があります。

第2号様式（第7条関係）

飲食事業者等事業継続支援金の申請に関する誓約書

私（法人・個人）は、飲食事業者等事業継続支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、津市飲食事業者等事業継続支援金交付要綱の規定に従い、次の事項を誓約します。

- 1 申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の申請を取り下げます。

また、支援金の交付後に虚偽や不正が発覚した場合は、支援金を返還します。

- 2 支援金の対象として申請する事業所は、申請する時点で事業継続しており、廃止する予定はありません。

- 3 支援金の申請に当たって提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。

- 4 津市長が必要と認める場合には、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査に協力します。

- 5 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。

年 月 日

本店（社）所在地（住所） _____

法人名（個人事業主の場合は屋号） _____

代表者役職・氏 名 _____

第3号様式（第7条関係）

飲食事業者等事業継続支援金請求書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり支援金を請求します。

対象事業名	飲食事業者等事業継続支援金			
交付請求額	金 円			
振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区 分	1 普通 2 当座
	ふりがな 口座名義人			

※ 申請者名義の振込先を記載してください。

※ 申請者名義の通帳の写し（上記の情報が記載された頁）を添付してください。

※ 振込先の情報は、誤りのないよう記載してください（誤り等があった場合は、支援金の交付に時間がかかる場合があります。）。

第 4 号様式（第 7 条関係）

飲食事業者等事業継続支援金交付申請書（新規開業型）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑤

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

電 話

津市飲食事業者等事業継続支援金交付要綱第 7 条第 2 項（第 3 項）の規定により、飲食事業者等事業継続支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 確認事項（以下の①から③までの要件を全て満たすこと。）

該当する項目について、☑すること。

①	令和 3 年 2 月又は 3 月のいずれかの収入金額が、法人を設立した月又は個人で開業した月から令和 2 年 1 2 月までの平均収入金額より 5 0 % 以上減少している。	
②	市内の店舗又は事業所は、閉鎖し、又は廃業していない。	☐
③	以下のいずれかの業態に該当する。	
	・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する中小企業者又は小規模企業者（以下「許可事業者」という。）	
	・ 許可事業者と直接取引を行う中小企業者又は小規模企業者	
	・ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定の許可を除く。）又は自動車運転代行業の認定を有する中小企業者又は小規模企業者	

2 申請者情報

①	業種	- 許可事業者 (飲食店業・旅館業・ホテル業・その他) - 許可事業者と直接取引を行う事業者 (取引内容：) - 一般乗用旅客自動車運送事業・自動車運転代行業
②	市内店舗又は事業所の所在地	(代表する1箇所の事業所を記入してください。) 津市_____
③	②の開始年月日	年 月 日
④	資本金額	(法人のみ)
⑤	従業員数	名

3 要件確認表

令和3年2月又は3月の売上が令和2年中の平均収入金額と比較して減少率が50%以上であって、減収相当額が大きい月について記入してください。

①	令和3年____月の売上	②	令和2年中の平均収入額
	_____千円		_____千円
③	____月の減収相当額	④	____月の減少率
	(②－①) _____千円		$\frac{\text{②} - \text{①}}{\text{②}} \times 100\% = \text{_____}\%$ (小数点第2位以下切捨て)

4 申請額

次頁の(参考)交付申請額区分表に基づき申請額を記入してください。

交付申請区分 (以下のいずれかに○をする。)	⑤ 交付申請額
① ・ ② ・ ③	_____万円

(参考)

交付 申請 額区 分表	区 分		交付申 請額
	①	㉔の減収相当額が2,000千円未満の場合	10万円
	②	㉔の減収相当額が2,000千円以3,000千円未満の場合	20万円
	③	㉔の減収相当額が3,000千円以上の場合	30万円

(注意事項)

- ※ 市内等に複数の店舗又は事業所を有している場合でも、1事業者1回限りの申請となります。
- ※ 開業した日の属する月から令和2年12月までの収入金額を開業した日の属する月から令和2年12月までの月数で除した額を、「3 要件確認表」の㉔の欄に記載し、減収相当額を算出してください。
- ※ 令和2年分の税申告をされていない方は、申請できません。
- ※ 申請者欄については、「自署」又は「記名＋押印」で申請可能です。
- ※ 申請内容等について、必要に応じて別途書類を提出していただく場合や現地調査をさせていただく場合があります。

第 5 号様式（第 8 条関係）

飲食事業者等事業継続支援金交付決定及び確定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（住 所）
（氏名・法人等） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった飲食事業者等事業継続支援金を下記のとおり条件を付けて交付しますので、津市飲食事業者等事業継続支援金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金_____

条 件

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5